

千葉県指定確認検査機関の処分の基準の改定案の概要

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 改定理由

令和6年4月1日に施行された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号。以下「第13次地方分権一括法」という。）により、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者を小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う者として建築副主事に任命することが可能となった。

また、令和6年11月1日に施行された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。以下「第14次地方分権一括法」という。）により、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等について、指定確認検査機関（以下「機関」という。）の活用が可能となった。

これらのこと等を踏まえ、国では、国土交通大臣指定の機関に適用される「指定確認検査機関の処分等の基準」を改定したことから、本県においても県指定の機関に適用される「千葉県指定確認検査機関の処分の基準」の一部を改定する。

2 改正内容

- (1) 第13次地方分権一括法の施行に伴い、処分基準に副確認検査員に関する処分基準を定める。（別表77の35②一、77の35②三、77の35②四関係）
- (2) 第14次地方分権一括法の施行に伴い、計画通知に関する処分基準を定める。（別表77の35②一、77の35②四、77の35②五関係）
- (3) その他、所要の規定整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日（予定）